

「第3次兵庫県男女共同参画計画（仮称）」について

兵庫県では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」、平成 23 年に現行計画である「新ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定しました。また、平成 14 年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、これらに基づき男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を推進してきました。

近年の少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化に対応し、また、新たな地域社会の構築を目指し策定した「兵庫県地域創生戦略」の実現を図るためにも、男女共同参画社会の形成に向け、さらなる取組を展開していく必要があります。加えて、平成 27 年に施行された「女性の職業生活における女性の活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、働く場面における女性の活躍を一層推進する必要があります。

これらを踏まえ、本年度をもって現行計画が終了することから、審議会協議、県民意識調査や意見募集を実施し、計画内容を見直し、後継計画を策定します。

めざす社会

男女共同参画社会づくり条例で規定する基本理念を「めざす社会」として掲げます。

「男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと生活できる社会＝男女共同参画社会」

- （考え方）◇ 男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会（自助）
 ◇ 男女が互いに支え合える社会（共助）
 ◇ 誰もが健やかに安心して暮らせる社会（公助）

重点的に取り組む課題（本県における現状）

(1) すべての女性が活躍できる環境の整備

- ◇ 指導的地位に占める女性割合が低く、女性の参画が十分でない
- ◇ 女性の就業率が全国平均を下回るなど、働く場における女性の活躍が十分でない
- ◇ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画・就業環境が十分でない

(2) 仕事と生活の両立（WLB：ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ◇ 長時間労働を前提とした働き方が根付いており、男性の家庭・地域活動への参画が十分でない
- ◇ WLB の取組は推進されつつあるが、事業所・勤労者の意識では、実現には至っていない

(3) 家族や家庭、地域の絆の強化

- ◇ 家族の多様化・小規模化により、育児や介護等を家庭のみでの問題解決が困難になっている
- ◇ 男女とも地域活動への参画が不十分で、まちづくりに男女共同参画の視点が生かされていない
- ◇ 自然災害が多発する中、防災体制の構築において女性の視点が十分でない

(4) 安心して生活できる社会づくりの推進

- ◇ 女性のがん検診や男性の過労等、男女に特有の健康上の課題への対策が十分でない
- ◇ DV、児童虐待、高齢者虐待等の相談件数が増加している
- ◇ 多様な人々が生活する社会が構築されつつあるが、理解や参画のための支援等が十分でない

(5) 次代を担う子どもや若者の育成

- ◇ 少子化や経済情勢の厳しさから、若者が将来に希望を持ちにくい社会になりつつある
- ◇ 子どもの進路の選択や就学環境において、可能性を育むための環境整備が十分でない

計画の策定方針

本計画は、第2次計画である「新ひょうご男女共同参画プラン21」の取組の継続性を維持しながら、目指すべき社会や重点的に取り組むべき課題を勘案し、さらに「兵庫県地域創生戦略」においてもその基礎を成すものであるとの位置づけを踏まえ、次の方針に基づき策定します。

(1) すべての女性の活躍

- ◇すべての女性が、自己の希望や選択に基づき、職場や家庭、地域等女性のライフステージにおけるあらゆる場面において個性と能力を發揮できるよう、すべての女性の活躍を推進します。
- ◇特に働く場においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、女性の活躍を推進するための必要な環境の整備を推進します。

(2) 仕事と生活の両立支援

- ◇長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭・地域活動への参画を推進します。
- ◇男女とも仕事と生活が両立・充実するよう、多様な働き方の充実等、WLBを推進します。

(3) 互いに支え合う家庭と地域

- ◇子育てや介護等、家庭における課題を地域ぐるみで支援する体制を整備します。
- ◇地域防災を含め、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。

(4) 安心して生活できる環境の整備

- ◇あらゆる暴力の根絶、セーフティネットの整備を推進します。
- ◇高齢者、障害者、外国人等、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

(5) 次世代への継承

- ◇若者が将来に希望を持ちながら生活できるよう、就労・出会い等の支援を推進します。
- ◇子どもたちが主体的に将来設計を行えるよう、多様な選択ができる教育・学習を推進します。

計画の構成

(1) 計画の位置づけ

- ◇「男女共同参画社会基本法」第14条に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- ◇第2次男女共同参画計画である「新ひょうご男女共同参画プラン21」の後継計画
- ◇「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」第9条に規定する本県における「男女共同参画社会づくりの基本的な指針」
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に規定する「都道府県推進計画」

(2) 計画の期間 平成28年度～平成32年度（5年間）

(3) 計画の構成 5つの重点目標と13の推進項目

計画の5つの重点目標と13の推進項目

重点目標	推進項目	主な取組内容等
1 すべての女性の活躍	① あらゆる分野への女性の参画拡大	◇ すべての女性に対する総合的支援 ◇ 方針決定過程への女性の参画拡大 ◇ 女性のネットワークづくり
	② 女性の能力発揮促進のための環境整備	◇ 女性の就業に対する支援 ◇ 多様な働き方に対する支援 ◇ 女性の起業・経営に対する支援
	③ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大	◇ 女性の活躍支援 ◇ 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
2 仕事と生活の両立支援	④ 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	◇ 男女共同参画の意義に関する理解促進 ◇ 男性の育児・介護、地域活動への参画促進
	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	◇ 仕事と生活を両立できる職場環境づくり ◇ 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり
3 互いに支え合う家庭と地域	⑥ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	◇ 地域で家庭を支える体制づくり ◇ 子育て支援の充実 ◇ 介護支援の充実
	⑦ 地域における男女共同参画の推進	◇ 男女共同参画に向けた学習と啓発 ◇ 地域における男女共同参画推進に向けた環境整備 ◇ 男女共同参画による地域活動の活性化
	⑧ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	◇ 防災・災害復興への取組の促進 ◇ 女性の防災リーダーの育成
4 安心して生活できる環境の整備	⑨ 生涯にわたる男女の健康対策	◇ 妊娠・出産期等における母子保健の支援 ◇ 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援 ◇ 健康被害への対策の推進
	⑩ 暴力根絶と生活のセーフティネット	◇ DV対策の推進 ◇ 児童虐待・認知症等高齢者虐待防止対策等の推進 ◇ 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備
	⑪ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	◇ 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備 ◇ 性別に起因する困難のある人々への支援
5 次世代への継承	⑫ 若者の就労と出会いの支援	◇ 若者の就労と自立支援 ◇ 若者の出会い、交流と仲間づくりの支援 ◇ ひきこもり等の問題を抱える若者への支援
	⑬ 多様な選択を可能にする教育・学習	◇ 男女共同参画の視点に立った教育の推進 ◇ 多様な選択を可能にする進路指導の推進

1 すべての女性の活躍

① あらゆる分野への女性の参画拡大	
推進方向	女性の活躍に向けた社会の意識醸成を図るとともに、政策・方針決定過程をはじめとするあらゆる場面における女性の参画拡大を推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が「男性優位」であると認識 ・女性の参画は依然低い水準に止まる ・政府は「すべての女性が輝く政策パッケージ」を公表 ・H27.9 女性活躍推進法施行
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍に向け、社会の意識醸成や職場の環境整備とともに、指導的地位を占める男性が女性活躍を推進し、男女共同参画に理解を示していくことが必要 ・女性のネットワークづくり、女性ロールモデル等の情報発信、セミナー研修等による学習の機会の提供等、女性のキャリア形成支援が必要
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) すべての女性に対する総合的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>すべての女性の価値観や生き方を尊重し活躍を促進</u> ・<u>先進事例や女性ロールモデル等の情報提供</u> ・<u>女性の活躍の相談、情報提供等総合的支援</u> ・<u>キャリア形成に関するフォーラム・講座の開催</u> 等 <p>(2) 方針決定過程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の参画が進んでいない分野への働きかけ ・企業等におけるポジティブ・アクションの促進 ・地域団体の方針決定への女性の積極的な参画 ・地域活動における女性リーダーの育成 ・県自らによる率先垂範(行動計画策定) 等 <p>(3) 女性のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性及び企業や各種機関・団体等の活動支援 ・ネットワーク拡大を支援するセミナー等の開催 ・兵庫県経営者協会女性産業人懇話会(VAL21)、連合兵庫女性委員会と県の連携を強化

② 女性の能力発揮促進のための環境整備	
推進方向	就業継続・再就職できる環境の整備、起業等を含む多様で柔軟な働き方の充実を推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業率は依然低く、M字カーブの底も深い ・働く女性の約6割が出産を機に退職(全国) ・非正規労働者のうち女性が約7割、所定内給与額は男性の約4分の3 ・女性のロールモデルは少なく、キャリア形成や家庭生活との両立など悩みを抱える女性は多い ・女性活躍推進法で行動計画の策定が義務づけ ・H27.7「ひょうご女性の活躍推進会議」設置
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・希望に応じた働き方を実現できる雇用・就業環境の整備や再就職・起業・在宅ワーク等多様な働き方推進が重要 ・社会全体の気運醸成と企業等における意識改革や女性登用への支援が必要 ・中小企業等に対する行動計画策定や取組推進への支援
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 女性の就業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ひょうご女性の活躍推進会議における企業表彰、個別企業等への支援(相談員等の派遣)、セミナー開催、情報発信(先進事例・女性ロールモデル等)等の取組</u> ・再就職・起業等へのチャレンジ相談 ・ハローワークとの連携による職業相談、職業紹介 ・各種セミナー開催(育休復帰、小1の壁の克服、キャリア形成等) ・職場でのセクシュアル・ハラスメント防止啓発 ・企業内での男女共同参画推進員の設置 ・育児介護等離職者の再就職促進に向けた助成等支援等 等 <p>(2) 多様な働き方に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者等の適正な雇用管理の啓発 ・在宅勤務の取組促進及び在宅ワーク就業者等への研修の実施 等 <p>(3) 女性の起業・経営に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業・経営に対する各種支援(相談、情報提供、<u>セミナー開催、経費助成等</u>) 等

③ 農林水産業や商工業等自営業における女性の参画拡大	
推進方向	女性が重要な担い手となっている農林水産業や商工業等の自営業の分野において、女性が働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性の経営参画やリーダーの育成を推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・女性は農林水産業分野、商工業等自営業の重要な担い手だが、方針決定への参画は依然少ない ・農林水産業や商工業等自営業者は家族経営が多く、労働時間等就業条件や女性の経営上の位置づけが不明確になりがち
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や商工業分野において、女性リーダー育成を進めるなど、方針決定への参画を推進 ・自営業における女性が働きやすい環境づくりと男女のパートナーシップの確立
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 女性の活躍支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業や商工業等自営業における女性の経営への参画や起業活動を促進 ・<u>農業改良普及センターによる新たな6次産業実践者の育成や商品開発、販路開拓、販売方法のあり方など、発展段階に応じきめ細かく支援</u> 等 <p>(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結の推進 ・家族従事者として働く女性の経営参画や就業条件の整備等の啓発 等

2 仕事と生活の両立支援

④ 男性の働き方の見直しと家庭・地域活動への参画促進	
推進方向	長時間労働を見直し、男性が積極的に家事や育児、介護等の家庭活動や地域活動に積極的に参画することを促進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍を妨げる要因として「男性中心型労働慣行」や「固定的性別役割分担意識」がある ・長時間労働は、男性自身のWLBをも損ね、家庭生活や地域活動への参画も困難にしている ・夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業率が高く、第2子以降の生まれる割合も高くなる傾向がみられるが、男性の家事育児等に費やす時間は依然として短い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の見直しには、企業等のトップ・管理職層も含めた抜本的な意識の変革が必要 ・男性自身が固定的な意識にとらわれず、仕事と生活の両立を図るため、気運の醸成や企業等における環境の整備が必要 ・これまで職場優先の組織風土で働いてきた男性が、定年退職後に生きがいを持って暮らし、地域等への円滑な参画が可能となる支援が必要
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 男女共同参画の意義に関する理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性にとっての男女共同参画の意義、家庭生活や地域社会への参加・参画を重視した普及啓発 ・男性のための相談体制等の充実 ・男女間の暴力防止、自殺予防に関する普及啓発 ・長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた取組支援 等 <p>(2) 男性の育児・介護、地域活動への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>男性の家事育児参画を促進する職域単位での講座、男性の意識啓発を進めるフォーラム等開催</u> ・男性が育児・介護、地域活動等に参画しやすい環境の整備 ・男性の生活・自活能力の向上と健康的な食生活の実現するための食育に関する情報提供 ・県における男性職員の育児休業等取得促進の取組(県率先行動計画(ひょうごアクション8)) 等

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	
推進方向	多様な働き方の実現等働きやすい職場環境の整備を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の策定等、WLBを推進する法制度の整備が進展 ・「ひょうご仕事と生活センター」開設(H21)によるWLBの推進に向けた先進的に取組 ・意識調査では、企業・勤労者とも多くがWLBの実現には至っていないとの認識に止まっている
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・WLBの一層の推進に向け、事業所・勤労者双方が取り組む必要がある (事業所)育児や介護等の家庭生活と仕事を両立できるよう、多様な働き方の実現等による職場環境の改善推進 (勤労者)長時間労働を見直し、積極的な家庭生活・地域活動への参画促進
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 仕事と生活を両立できる職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご仕事と生活センター」における取組(WLBの普及啓発、相談業務、企業での取組支援(認定・表彰制度等)、育児・介護休業の普及啓発及び中小企業への支援(育児休業取得者の代替要員の確保)) <p>(2) 企業等と協働した子育てしやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等との「子育て応援協定」「男女共同参画社会づくり協定」の締結推進 ・子育てと仕事の両立に関するセミナーの開催 等

3 互いに支え合う家庭と地域

⑥ 地域ぐるみの家庭支援体制の充実	
推進方向	誰もが自立した暮らしを送れるよう、男女がともに日常生活能力を高めるとともに、互いに支え合う家庭や地域づくりを支援
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・家族形態の多様化・小規模化(ひとり親・単身高齢者の増加)、1世帯当たりの人員も減少により、家族での家事・育児・介護等の分担が困難に ・子ども・子育て新制度実施(H27) ・急速な高齢化、介護が身近な問題に。介護による離職も増加
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家族単位で問題解決できるよう、日常生活能力を高めることが必要 ・小規模化する家庭を、地域において多世代がともに支え合う体制が必要 ・子育てサービスは充実しつつあるが、より利用しやすい運営体制が必要 ・要介護高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域における介護サービスの充実が必要
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 地域で家庭を支える体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活能力を高めるための研修やフォーラムの開催 ・三世代同居や多世代交流の推進 ・地域団体における家庭・地域のきずな深めるための活動支援 等 <p>(2) 子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町を含めた子育てに関する相談体制の強化 ・保育所・認定こども園の整備推進 ・病児・病後児保育のサービス体制整備 ・放課後児童クラブの充実 等 <p>(3) 介護支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの整備促進 ・居宅介護サービスの充実、高齢者施設の整備促進 ・認知症の理解促進、地域ネットワークの構築等による認知症高齢者と家族を支える体制整備 等

⑦ 地域における男女共同参画の推進	
推進方向	県内各地域において男女がともに持てる能力を存分に発揮し活躍できる社会を実現するため、男女共同参画の視点による地域づくりを推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加の意欲はあるものの、男女とも参加率は低い ・地域活動を担うリーダーは、多くが職を退いた男性が占め、特に女性の参画が少ない ・人口減少社会の到来を踏まえ「兵庫県地域創生戦略」を策定(H27)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における男女共同参画の理解促進、普及啓発 ・地域活動への積極的な参画を推進、特に女性のリーダーとしての参画を推進
主な取組 (下線は新規項目)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画に向けた学習と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町男女共同参画センターによる、男女共同参画の講座やセミナーの開催、リーダーの育成を含めた地域活動への支援 等 (2) 地域における男女共同参画活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な広報活動の展開による男女共同参画の啓発促進 ・地域男女共同参画推進員制度の普及及び推進員の育成 等 (3) 男女共同参画による地域活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごボランタリープラザにおけるボランタリー活動の推進 ・地域団体やNPO等の活動推進 ・地域活動における女性リーダー育成のための養成講座の開催 等

⑧ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	
推進方向	女性の視点を取り入れた防災・減災の仕組みや組織づくりを進めるため、女性のリーダー等の人材育成と、男女共同参画の視点に立った組織・体制づくりを推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の発生、近年における風水害等自然災害の多発 ・防災活動への女性の参画は、従事者・リーダーとも少ない
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災における復旧・復興活動を教訓として、防災・減災対策において、男女共同参画、とりわけ女性の視点を取り入れることが必要 ・防災・減災対策に女性の視点・活動を積極的に取り入れるため、女性リーダーの育成が必要
主な取組 (下線は新規項目)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災・災害復興への取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画等防災マニュアルの策定推進 ・<u>地域住民への男女共同参画を取り入れた地区防災計画策定の啓発推進</u> 等 (2) 女性の防災リーダーの育成 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の支援及び女性の参画に係る啓発推進 ・地域や企業における女性の防災リーダーの養成 等

4 安心して生活できる環境の整備

⑨ 生涯にわたる男女の健康対策	
推進方向	女性の妊娠・出産期の母子保健サービスの充実をはじめ、男女とも人生の各段階に応じた健康の保持増進を推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性・シングルマザーの増加(妊娠・出産期に女性が孤立する懸念) ・晩婚化・晩産化により不妊・不育に悩む男女が増加 ・本県では女性の乳がん・子宮がん検診の受診率が低い ・男性の長時間労働、過労が社会問題化(うつ病、過労死、自殺等のリスク)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の妊娠・出産期における一貫した母子保健サービスの確立 ・不妊・不育の問題への支援 ・女性特有のがん検診の受診率の向上 ・長時間労働の見直し、うつ病や自殺予防の対策
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 妊娠・出産期等における母子保健の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育てを支援する相談体制の整備 ・妊婦検診の受診促進 ・周産期医療体制の維持強化 ・不妊・不育相談の実施、不妊治療等による経済的負担の軽減 等 <p>(2) 生涯にわたる心身の健康の保持増進への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の推進・相談体制の整備 ・企業等のメンタルヘルス対策推進 ・こころの健康づくりに関する普及啓発や相談体制の充実 ・生活習慣病の予防対策 ・がん検診等の受診促進(女性の乳がん・子宮がん・骨粗しょう症等の検診受診率の向上) 等 <p>(3) 健康被害への対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援、受動喫煙防止対策 ・薬物乱用対策 ・HIV／エイズ、性感染症対策 ・自殺予防 等

⑩ 暴力根絶と生活のセーフティネット	
推進方向	あらゆる暴力の防止や被害者の保護・支援を推進するとともに、貧困等生活上の困難に陥りやすい家庭を社会で支えるセーフティネットを整備
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数、児童虐待に関する相談件数、高齢者虐待に関する相談・通報件数は、近年いずれも増加 ・非正規労働者やひとり親の増加による貧困等のリスクの増加
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童虐待、高齢者虐待等の被害者の保護・支援の推進 ・暴力根絶に向けた社会の意識醸成 ・高齢者虐待との関与が指摘される認知症への理解・支援、介護家庭の負担軽減 ・貧困等の困難に陥らないよう社会のセーフティネット整備
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) DV対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー対策を含めた相談体制の整備 ・民間支援団体と連携した被害者保護・支援の推進 ・予防に向けた県民への啓発促進、学校教育の推進 ・市町における支援充実に向けた支援 等 <p>(2) 児童虐待・認知症等高齢者虐待防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターを中心とした児童虐待防止の強化 ・地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止の推進 ・認知症の理解促進、介護者の負担軽減に係る相談体制の整備 等 <p>(3) 貧困等支援を必要とする家庭等へのセーフティネットの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への生活・就業等の相談体制の整備、経済・生活・<u>学習支援の推進</u> 等

⑪ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	
推進方向	高齢者、障害のある人、外国人等、誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりを推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々の社会参画が進み、地域における多様化・多文化共生が進展 (高齢者) 高齢化の急速な進行、これに伴うひとり暮らし高齢者の増加 (障害者) 障害者の社会参加、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行(H28) (外国人) 本県の外国人居住者 10 万人に加え、年々観光等で来県する外国人が増加 (その他) 性同一性障害等について、理解が深まりつつあるが十分とはいえない
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障害の有無、国籍、性別に関わりなく誰もが安心して生活できる社会づくりが必要 (高齢者) 増加するひとり暮らし高齢者が安心して生活できる環境整備 (障害者) 障害者の社会参加の進展に対応した、自立を支援する環境整備 (外国人) 外国人が孤立しない環境整備、外国人への理解を深める教育の推進 (その他) 性同一性障害等への理解促進 等
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサル社会づくり総合指針」に基づく社会環境の整備推進 (高齢者) 社会参画を促す学習会実施、地域活動への参加促進、認知症者と家族への支援 (障害者) 相談支援体制の強化、職業訓練施設の運営支援や授産商品の販路拡大による就労支援、スポーツ・芸術・文化活動の支援、グループホームの開設支援 等 (外国人) 生活相談の実施、県民の理解を深めるフォーラムの実施 等 <p>(2) 性別に起因する困難のある人々への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性を踏まえた人権教育・啓発活動の推進 等

5 次世代への継承

⑫ 若者の就労と出会いの支援	
推進方向	若者が将来に希望を持てるよう、就労・結婚をはじめとする環境の整備と、社会全体で若者を応援する雰囲気づくりを推進
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の非正規比率の増加等、雇用環境は依然不安定 ・未婚率、初婚年齢、第一子出産年齢は上昇しているが、9 割近い若者が「条件さえ整えば結婚したい」と意識 ・県内のひきこもり者は増加
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の自立に向けた就労環境の整備 ・若者の希望に応じた出会いや結婚の支援 ・若者の就労・結婚を含めた将来設計への支援 ・ひきこもりや不登校等による様々な問題に直面する若者への支援体制の整備
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 若者の就労と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の職場体験、インターンシップ等の体験活動の実施、キャリア教育の推進 ・就職希望の若者と企業のマッチング、面接研修等の就労支援 ・若者の起業・再就職支援 等 <p>(2) 若者の出会い、交流と仲間づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者が結婚や子育てに希望を持ち、将来設計を描けるようなライフプラン教育を推進 ・「ひょうご出会いサポートセンター」を拠点とした男女の出会い支援の推進 ・「若者ゆうゆう広場」「子どもの冒険ひろば」の活動支援 等 <p>(3) ひきこもり等の問題を抱える若者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置・学校支援チームの派遣による子どものこころの相談支援体制の整備 ・ひきこもり・不登校等の問題を抱える若者や家族への相談や助言、専門機関の紹介 等

⑬ 多様な選択を可能にする教育・学習	
推進方向	子どもが人権の尊重や男女共同参画への理解を深め、長期展望に立って総来設計を行える教育等を推進し、子どもが多様な選択肢の中から主体的に進路を選択できるよう支援
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場における指導的地位に占める女性割合(教頭以上)は小・中・高校とも10%前後と低い ・大学理工系専攻者のうち女性は2割程度、女性研究者・技術者の割合も諸外国に比べ低い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの人権の尊重・男女平等を含めた男女共同参画の教育・学習の充実 ・学校現場における積極的な女性登用の推進 ・女性研究者や技術者の増加に向けた女子学生への理工系への関心・理解の促進
主な取組 (下線は新規項目)	<p>(1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対する人権尊重、男女共同参画の指導、個性や能力を生かす教育の推進 ・児童生徒の問題行動の未然防止、相談体制の整備 ・教職員への男女共同参画に関する職場研修の実施 ・女性教職員のキャリアアップにつながる職務配置等と管理職への登用の促進 等 <p>(2) 多様な選択を可能にする進路指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じた適切な進路指導の実施 ・女性学生・生徒への女性研究者・技術者のロールモデルや活躍事例提供による理工系への理解・関心の促進 等